

## 平成23年度 使用料・手数料見直しについて

### 1 新設の使用料・手数料(主なもの)

#### (1)手数料

名 称	摘 要
(※)浄化槽保守点検業者の登録(更新)に係る手数料	登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者が更新の登録を受ける際に係る手数料の額を新設する。 ・浄化槽保守点検業登録(更新)申請手数料 31,000円/件
2級建築士免許又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付に係る手数料	2級建築士免許証及び木造建築士免許証をICチップを内蔵した顔写真入りプラスチック携帯型免許証に変更することに伴い、書換え交付又は再交付の手数料の額を新設する。 ・免許証の書換え交付又は再交付 5,900円/件 (※但し、登録事務を知事が指定する者に行わせる場合に、当該事務に係る手数料をその者の収入とする。【H22. 6月別途改正済】)
熱回収施設設置者の認定に係る手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、熱回収施設設置者の認定制度が創設されたこと等に伴い、この制度に関する事務に係る手数料の額を新設する。 ・熱回収施設設置者の認定 33,000円/件

### 2 その他の改正(主なもの)

#### (1)使用料

名 称	摘 要
(※)機械器具使用料	機械器具使用料(蒸気加熱式木材乾燥機)の使用料を引き上げる。 ・720円/時間 → 1,030千円/時間
港湾占用料	鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋以外の棧橋の使用料を引き下げる。 ・長さ6m未満の船舶の係留 80,000円/年 → 65,000円/年 ほか 鳥取港のマリーナ港区に隣接する棧橋の使用料を引き下げる。 ・長さ6m未満の船舶の係留 84,000円/年 → 74,000円/年 ほか 鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設の使用料を引き下げる。 ・長さ6m未満の船舶の保管 42,000円/年 → 37,000円/年 ほか 鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場の使用料を引き下げる。 ・長さ10m未満の船舶の係留 150,000円/年 → 82,000円/年 ほか

#### (2)手数料

名 称	摘 要
2級建築士又は木造建築士の登録に係る手数料	2級建築士免許証及び木造建築士免許証をICチップを内蔵した顔写真入りプラスチック携帯型免許証に変更することに伴い、登録手数料の額を改定する。 ・登録に係る手数料 18,000円/件 → 19,200円/件 (※但し、登録事務を知事が指定する者に行わせる場合に、当該事務に係る手数料をその者の収入とする。【H22. 6月別途改正済】)
(※)温泉をゆう出させる目的で土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継に係る承認の手数料	受益と負担の公平確保を図るため、温泉法に基づく土地の掘削の許可等を受けた者の地位の承継に係る承認に係る手数料の額を改定する。 ・地位の承継に係る承認 7,400円/件 → 7,500円
(※)ふぐ処理師の免許の授与に係る手数料	受益と負担の公平の確保を図るため、ふぐ処理師の免許に係る手数料の額を改定する。 ・ふぐ処理師免許証の交付 2,600円/件 → 2,990円/件 ほか
(※)興行場(常設)営業の許可	受益と負担の公平の確保を図るため、興行場の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 ・興行場(常設)営業の許可の申請に対する審査 19,830円/件 → 20,210円/件 ほか
(※)農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定に係る手数料	受益と負担の公平の確保を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく、認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。))に対する手数料を改定する。 ・認定手数料 24,000円/件 → 26,000円/件 ほか

### 3 見直し影響額

区 分	影響額
新設予定のもの	104 千円
単価改定によるもの	△ 2,758 千円
合 計	△ 2,654 千円

(注)上記の使用料・手数料のうち(※)のものは既に改正し、平成23年4月1日適用のもの